

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	キリストian宣教師の軍事計画(中)
Sub Title	The military opinions of the early Catholic missionaries in the Far East (II)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.3 (1970. 12) ,p.35(429)- 69(463)
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19701200-0035

キリストン宣教師の軍事計画（中）

高瀬弘一郎

日本のキリスト教界を異教徒から守り、そして布教事業を支援するために、フィリピンからスペイン艦隊を派遣してもらいたい旨、総督への斡旋を要請した一五八五年三月三日付有馬発、イエズス会日本準管区長ガスパル・コエリヨの書翰を受取つたイエズス会フィリピン布教長アントニオ・セデーニョは、翌一五八六年四月二十二日付でコエリヨに次のような返書を書送つてゐる。

「尊師から何通かの書翰を受取つたがその内容は次の二点に要約することが出来る。第一点は尊師から要請がある兵隊と武器を提供する件である。この件について私は次の二つのことを申述べる。第一に、当地から御地に赴いた者達が尊師達に誤つた情報を与え、このため尊師達は、当地の軍事力は隣人を救援出来るほど強力である、尊師が要請しているような大規模な援助を行うことが出来ると思いこんでいる、ということである。この件について私はこの諸島の総督に働きかけることはしなかつた。それは、当地は人口が乏しく、非常に弱体で貧しく、尊師が日本のために必要であると言つてゐる船や大砲のそなえは尚更不足しているので、総督が私の言葉に驚くおそれがあつたからである。しかしながら彼は尊師が彼に書翰を書送つたのを機会に私との件を相談したが、それはその書翰で要請して来たものを送るためではなく、そ

れを機会に、彼や他の人々に裨益する措置、即ち平和的な貿易船を送る件をとり上げたものである。このことに関し私は二つ目の事柄を申述べる。即ち上述の措置は当地の人々には裨益するであろうが、御地のイエズス会やキリスト教界について非常な弊害となる。それ故当地にいるわれわれイエズス会士は驚き、そして総督はわれわれに、御地から書送つて来たことを阻止せしめた。それは、当地から御地に航海が行われることによって重大な不都合に陥るのをさけるためであった。そこで、われわれが実行するつもりのないことについて尊師がいたずらに幻想をいだくことのないように、尊師に次のことを行つていただきのがよい。即ち、いかなる種類の人といえども当地から日本やマカオに赴いてはならない旨、インド管区長（ヴァリニヤーノのこと——高瀬註記）は理性に訴えた説得と若干威嚇の調子でもって、私に書送つて來た。⁽¹⁾ そしてこれがイエズス会と関係があることだと思われないように、上述のような不都合を概括的に明示した非常に長文なインド副王の勅令を送つて來た。⁽²⁾

右の記事からコエリヨはセデニヨだけでなく直接フィリピン総督にも軍事援助を求める書翰を送つたことがわかるが、セデニヨは、日本キリスト教界への軍事援助について総督に斡旋してほしいというコエリヨからの要請を、二つの理由から拒絶している。即ち第一に、スペイン治下フィリピンには日本教界に援軍を送ることが出来るほど強大な軍事力を備えてはいないうこと、そして第二には、フィリピンと日本の間に交通が始まり、フィリピンから宣教師や貿易商人が日本に渡ることはフィリピン側を裨益するが、日本のキリスト教界には弊害となる。それ故何人もフィリピンから日本に渡航することのないように命じた、インド管区長ヴァリニヤーノの書翰とインド副王の勅令が送られて來た、ということを挙げている。この内、第一の理由については、例えば一五八五年六月二十日付マニラ発のスペイン国王宛書翰で、⁽³⁾ フィリピン総督サンチャゴ・デ・ベーラは、日本人海賊に対する防禦のために軍事面の援助を求めており、さらにその後一五九〇年代の初めにかけて、同じように日本からの脅威を訴えて軍事援助を求めるに書翰が総督から国王に何通も送られ

ていることを考えれば、当時フィリピンには日本教界に援軍を送るだけの軍事的能力がないということを理由に、セデニョがコエリョからの要請を拒絶したのは当然のことであろう。

セデニョが挙げた第二の理由は、イエズス会による日本布教独占の問題と関係がある。即ちコエリョはこの点考え方異にしたが、ヴァリニャーノを中心とする日本イエズス会の首脳は、布教方針の混乱を避けるということを最大の理由に、イエズス会以外の修道会に属する宣教師が、日本布教に加わることを極力阻止しようとして、スペイン国王やローマ教皇にも働きかけ、その結果一五八五年一月二十八日付でローマ教皇グレゴリウス十三世によって小勅書 *Ex pastorali officio* が発布され、イエズス会以外の修道士が日本に渡つて布教を行うことは破門罪を以つて禁ぜられた。尤もこの小勅書の発布が極東に伝えられたのは、ポルトガル領のマカオには一五八六年の五、六月、スペイン領のフィリピンには同年六、七月頃と考えられ、一五八六年四月二十二日付の前引セデニョの書翰には、まだこのグレゴリウス十三世の小勅書について言及されていない。ただ同書翰には、インド管区長ヴァリニャーノとゴアのインド副王から、何人であれフィリピンから日本へ渡航することを禁ずるように求めた書翰が届いたことを伝えているが、右の両人の書翰も、小勅書とは無関係に送られたものと思われる。そして日付と内容の点で、セデニョがここで言及しているヴァリニャーノとインド副王の書翰を確認することは出来ないが、フィリピンの宣教師が日本に入国することに最も強く反対した一人であるヴァリニャーノが、この件でフィリピンに何度も書送ったことは確かであり、またインド副王からも同じ趣旨の書翰がフィリピンに送られたとしても不思議ではない。そしてイエズス会フィリピン布教長セデニョは、ヴァリニャーノの説得によって影響をうけたということもあるが、スペイン布教保護権下の布教事業に携わりながら、フィリピンから日本に宣教師を送る件で慎重な態度をとったことが認められる。

ところで、これは既に岡本良知先生によつて指摘されていることであるが、コエリョが有馬からフィリピンに援軍の派

遣を求める手紙を書送った一五八五年三月当時は、日本におけるキリスト教界、殊に「下」地区の教界は、外国に軍事援助を要請しなければならないほど、異教徒の勢力から脅威をうけていたわけではなかつた。即ち、大村純忠がポルトガル貿易を確保するために領内の長崎をイエズス会に寄進しなければならなかつたほどこれを圧迫し、そして遂には大村領を完全に掌握するに至つた竜造寺氏の勢力は、その後有馬領への進出を企てたが、一五八四年四月、島原の戦いで有馬晴信、島津義久連合軍の前に敗北し、竜造寺隆信は討死して、ここに竜造寺の勢力は一挙に失墜した。そして一五八四年までは、日本イエズス会の通信文には連年のように、「下」地区教界が竜造寺によつて脅威をうけている旨の記述が見られるのに對し、一五八五年度の「年報」には、も早そのような緊迫感は見られない。それ故、一五八五年三月当時、軍事援助を求めるほどコエリヨに危機感を与えた事情は一体何であつたのか了解に苦しむ。或いは有馬氏と連合して竜造寺氏を討つた島津氏に対し、将来は教界に対する大きな圧力となることを危惧したためであろうか。或いは竜造寺隆信によつて放逐されていた大村純忠が隆信の討死によつて大村城に復帰し、そして有馬晴信もその領地を全うしえて「下」地区の教勢が比較的安定していたこの時期こそ、外国の援軍をえて内外呼応して軍事力を背景に布教を伸ばす好機だと考えたものであろうか。

二

日本キリスト教界は、局地的にはいろいろと迫害をうけ危険に陥つたことはあつたが、全国的に見てザビエルの渡来以後四〇年間は略順調に教勢を伸長させて來たと言つて出来る。それが一五八七年七月に至り、秀吉が九州征伐の帰途筑前箱崎において突如として所謂伴天連追放令を發布し、さらに代表的なキリスト教徒の大名高山右近を改易処分にしたことは、それまでの布教の歴史で最も重大な、教界の存亡にかかる出来事であった。それまでは秀吉の庇護をうけて教

勢が上昇の一途をたどつて来た時だけに、一夜にして生じた事態の重大な変化に教界側の驚きは大きく、日本準管区長コエリヨは、二〇日以内に全員のパードレが日本から退去するようにという秀吉の命令に従うことの到底不可能なことを説いてその猶予を請う一方、パードレ達を平戸に糾合して善後策を練るなど、慌しい動きを見せる。そして突然この重大な危機に襲われてキリスト教界全体が狼狽していた時に、教会内部でその対策の一つとして軍事力により迫害者に抵抗して教界を守るべきであるとの意見が一部で強く唱えられた。まず最初に、その間の経緯を伝える興味深い記録として、一五九〇年十月十四日付長崎発、ヴァリニヤーノのイエズス会総会長宛書翰⁽⁶⁾を次に紹介したい。

「私が中国に滯在中に日本から受取つた書翰や情報により、既に死亡した準管区長パードレ・ガスパル・コエリヨの統治の中で行われた何らかの思慮を欠いた振舞が非常に重大な動機となつて、この日本の暴君が現在の迫害を始めた由を知つた、ということを、私は中国から貌下に書送つた。それ故、私は日本に着くと直ぐに事の真相について究明した。そしてこの人物の性格、品性を考慮して、嘗て私が書送つたような事態であつたことは疑いない。なぜなら、準管区長は真に有徳の人物であつたのでそのすべての行為の動機が聖なる善意にあつたことは眞実であるが、大きな過ちを犯し、眞の摂理の命ずるところに反して、決して行つてはならないようなことを行つてしまつた。それは非常に悪い行動で、その件についてすぐれた意見をのべることの出来たパードレ達全体の意見に反し、また私が当地に残した命令やインドから何回も彼に送つた指令に違反した行動をした。そして介入すべきでないような多くの事柄に介入した。それでいて自分が行わなければならぬことは怠つた。全く私は、上述のパードレによつて行われたいろいろな軽卒な振舞を考えると、驚くばかりである。そのために、すべてのパードレばかりかキリスト教徒の領主にいたるまで、驚き呆れてしまつた。しかし乍ら既に彼は死亡しており、また彼もすべて善意で行つたことであり、さらに過ちを犯すのは人の常があるので、私は今特にこれらのこと柄について貌下に書送る必要はないと思う。また書翰は失われる可能性があるし、事柄がもう過ぎてしまつた

事で、しかもこれによつて改めることが出来るわけではないからである。また貌下に理解してもらうには、長文の記録を必要としようが、それには私には時間が足りない。しかし神の助けをえて、出来る限り事が終息するよう努力しようと思っている。(中略)

この書翰を認めた後で、私は軽卒な振舞が行われた件について貌下に若干のことを明らかにしたいと思う。なぜなら貌下が事の経緯を知らずに当惑するといけないからである。ことは、もうここ何年もの間戦争が続き、それによつて有馬、大村の領主や豊後のフランシスコ王が危険に曝されたのを機会に、パードレ・ガスバル・コエリヨがこれらの戦争の中で彼等を守りたい熱意から、彼等を助ける目的でそこに余りに介入し、非常に重大な無思慮且つ軽卒な行為に及んだ。就中彼は閔白殿に対して、竜造寺や薩摩の王を服従させるためにこの「下」に遠征するよう勧め、豊後のフランシスコ王や有馬の王及びその他のキリスト教徒の領主達をして全員結束して閔白殿に味方させようと約束した。彼は、閔白殿のいろいろな企てを、パードレ達が援助出来ることを、出来るだけ彼に示さなければならない、と考えた。そして最後に閔白殿は、自分は日本を平定した後で中国に渡るつもりである、と述べた。同パードレは、いつかはそれが実行され、彼は望みを達するであろうと考えて、この点でも自分が閔白殿に援助を与えることが出来るという意志表示をし、閔白殿が中國に渡りたい時には、二艘のポルトガル船を調達させよう、またインド副王に交渉して援軍を送らせよう、と彼は語った。閔白殿は非常に狡猾なので、パードレが自分に語つたことに満足したように見せかけ、彼に多大な恩恵を与える旨約束して好意を示しながら、内心は次のように思い始めた。即ち、このパードレはキリスト教徒の領主達を望み通りに動かせるだけの能力を持つてゐるのであるが、また中国に渡航するための船を二艘も自分に提供することが出来るほど裕福なのであらうか、彼が戦争に介入すると、当地で「大阪」Osaccaと呼んでいる仏僧と同じ振舞をするようになるかも知れない——この仏僧は自分の宗派に多くの日本人を糾合した後に三カ国の王となり、信長に対しても残酷な戦いを仕掛け

た。この戦いは信長が経験した内で最も長期にわたり、苦戦したものであった。むしろパードレ達の能力の方がこれをはるかに凌駕しているかも知れない、なぜなら非常に有力な領主をキリスト教徒にしており、彼等と一緒にパードレ達はいつの日いか大きな戦争を起し、「天下」 Tenca 即ち日本王国の支配者になろうとするかも知れない、と。パードレ達やキリスト教徒の領主達は、同パードレが語り、そして約束したことは非常に軽率で危険なことだということがよくわかったので、彼に忠告をした。しかし彼は関白殿から好意をえていると思いこんでいたので、この点過ちを犯したということを納得しようとしなかった。それどころか、彼は自分が非常に巧みに振舞い、それによってキリスト教界やイエズス会は大きな成果、信用を得たものと確信していた。私は、もしも何らかの形でわれわれが戦争に介入することになると、日本においてわれわれに弊害が及ぶことにならうと考えたので、次のような指示を残しておいた。即ち、このこと（忠実な日本人キリスト教徒とよく相談し、その忠告を仰ぐようとすること——高瀬註記）は、パードレが和睦を結んだり、戦争をしたりすること、領主に勧告を与えた後、自分自身戦争の相手方の領主の敵である旨を明らかにして、これに援助を与えたりする場合に、一層よく守らなければならない。なぜならこのようなことはわれわれの修道会が希求するところとはまるで逆だからである。われわれは出来るだけすべての人々を友とするように心がけなければならぬ。なぜならこれに反すると、多大な弊害を來だし、評判をおとすことになるからである。しかしながら、キリスト教界の利益のために必要な場合には、パードレは相手方の敵であることを明らかにしたり、戦争の協力者となることを公言したりすることはせず、キリスト教徒の領主を援助し救つてもよい。しかし他の人々がこのような措置を理解しない場合には、これに對して満足のゆくように説明しなければならない。更に仮令キリスト教徒の領主であると、領主のために大砲その他の武器を提供してはならない。なぜなら、そのようなことは弊害があるだけで何ら益するところがないからである。しかしながら、関係をもつてゐる領主の事情や窮状が、これと別の措置をとらせることも時には生ずるが、このような場合には、良い勧告

をえて出来る限りこのようなことを避けるように努めなければならぬ。(7)

これら二章は、私が日本を発つ時に、日本人の風俗習慣についての他の警告の内で書残したものである。それは私が御地に送つたこの警告のための論文の第一章の “Isto muito mais se ha de guardar” で始る項であり、もしも窓下がお望みなら見ることが出来よう。そして私はインドにおいて、上述のペードレ・ガスパル・コエリョがこのような戦争に介入しているという知らせをうけたので、彼に書送つて警告し、ペードレ達が尊師の机からこれらの文書を見つけた時には驚き呆れた、といって彼をとがめた。なぜなら彼はこれらの文書を隠しておいて、自分の顧問の誰にもそれを知らせていなかつたからである。その上、上述のペードレは、戦争においてこれらの領主に対し一層よく恩恵を施し援助を与えることが出来るよう、命令や理性に背いて一艘のフスタ船を作らせ、何門かの大砲を買入れた。そして一層悪いことには、彼自身がそのフスタ船に搭乗してあちこちに行き、しかも関白殿が（今から三年前に）「下」の諸国を征服するために来て、軍勢と共に博多市に滞在していた時に、ペードレ・ガスパル・コエリョは旗で飾り立てた上述のフスタ船に乗つて海上から彼を訪ねた。それは丁度誰か大提督のようであった。そしてこのような軍艦はこの日本では新奇なものなので、その全軍を驚かせた。そして関白殿は自分自身でそのフスタ船を訪れ、船内に入つて全部を一ヵ所づつ綿密に観察し、その後で同ペードレ・ガスパル・コエリョに対しそれを大いに讃え、これは軍艦である云々と語つた。しかし内心は大いに自分の意見に確信をもち、キリスト教徒の領主、特にジュスト右近殿とアグスチノ（小西行長のこと——高瀬註記）にそのような印象を与えた。彼等はこの人物の考え方や気性をよく知つていた。それ故すぐに、同ペードレがこのような振舞をしていてはイエズス会やキリスト教界にとって大きな災難が及ぶであろう、と警告し、そのような大きな過ちに陥らないようにするために、同ペードレに対し、このフスタ船は関白殿のために作らせたのだと告げて彼に与えてしまうように、と勧めた。そこにいた何人かのペードレも同じように勧めた。しかし彼等はどうしても彼を説得することは出来ず、遂に

アグスチノは、もしもこのフスタ船を関白殿に与えなければ、関白殿がイエズス会に何らかの災難を加えることは疑いない、と彼に言った。しかしコエリョは自分の言ったことを全く気にしておらず、自分は既に関白殿から非常な恩恵を受けているので、自分があれほど即座に彼に奉仕する態度を示した故、何か大きな報酬を受けるであろうと思いこんでいた。しかし全く逆の結果となつた。というのはその夜、仏僧の徳雲（彼についてはわれわれは別の書翰で述べた）が関白殿に對してわれわれのことを誹謗する機会をつかんで彼を激怒させ、今度の迫害に踏切らせた。

彼の傲慢さをくじき、戦争に介入することで犯した過ちを認めさせるにはこれで充分であるにも拘らず、彼は直ちに有馬に走り、有馬殿及びその他のキリスト教徒の領主達に対し、力を結集して関白殿への敵対を宣言するよう働きかけた。そして自分はかねと武器、弾薬を提供して援助すると約束し、直ちに多数の火繩銃の買入れを命じ、火薬、硝石、その他弾薬を準備させた。そして結局、無理矢理上述の領主達をして関白殿への敵対を宣言させようとした。すんでのところで戦争が勃発するところであった。まさに主がイエズス会を明白な危険から救い給うた。なぜなら戦争を起すなどは論外としても、もしもこのようなことが少しでも関白殿の耳に入っていたら、イエズス会は日本のすべてのキリスト教界ともに破滅していたことは疑いないからである。しかし主は、有馬殿をしてアグスチノとともに同パードレを嫌悪している旨公然せしめ、一切沈黙を守らせることによつて事態を救い給うた。彼はこのような方法では自分の意図するところが達せられなかつたのを見て、スペインの軍勢を当地に導入する、という別の計画に入った。彼は二〇〇乃至三〇〇人のスペイン兵を導入すれば、すべてのパードレが或る場所で要塞を築き、関白殿の権力に對抗して自衛することが出来ると考え、そこでフィリピン諸島の総督、司教、及びパードレ達に書送り、このような援軍を送つてもらいたい旨要請した。フィリピンではそれを嘲笑し、この件について国王陛下の許に書送ると彼に答えた。パードレ・アントニオ・セデーニョは同パードレに対し回答をよせ、このようなことを問題にするのをとがめ、要請のあつたような援軍を送るのは適当ではないし、

またフィリピンにはその能力がないという多くの理由を示した。このようなわけで、ここでも神の恩寵、摂理が示された。なぜなら、もしもこのような援軍の派遣が出来たとしたら、又はこのような要請が行われたことが閔白殿の知るところとなつていたら、日本のキリスト教界及びイエズス会は完全に崩壊していくであろう。しかし彼の決心はいささかもゆるがず、昨年パードレ・ベルチヨール・デ・モーラ（彼はこの点コエリョと考えを同じくしていた）を中国に派遣することに決めた。それは、もしも中国で私に会うことが出来たら、兵士二〇〇人と良質の食糧、弾薬を伴わずに日本に渡ってはならない旨私を説得するためであり、さらに、私から国王ドン・フェリペ陛下、及びインドやフィリピンの国王の総督達に働きかけて、この暴君によつて迫害をうけているキリスト教界を守るために日本に援軍の派遣を要請するよう求めるためであつた。またもし万一私が死亡していたら、モーラ自身フィリピンからスペインに赴いてこの件について国王ドン・フェリペ陛下に働きかけ、更に彼がうけた指令に基づいて、すべてについて説明しに貌下の許に行くためである。その指令は私が中国から貌下の許に送つた。私はその余りの向う見ず、無鉄砲に驚いた。なぜなら、これらのことはずべて不可能、不適当、且つ危険なものだと私は判断したが、それ許りか、私には余りに無分別かつ軽率に思われ、考える度に、全く肝をつぶす思いがする程である。そしてすべてのパードレ、更には日本人イルマンや多くの信徒までも企図されたことをすべて知つて驚き、恐怖すら抱いた。このことが全然閔白殿の耳に入らなかつたのは驚くべきことであつた。私はパードレ・モーラを連戻し、そしてフィリピンのパードレ・アントニオ・セデーニョに書送つて、準管区長は死亡したということ、そして援軍を要請する件で彼がフィリピンに書送つたことは、当地で非常な危険を感じて心痛し、その対策に窮した者の幻想的な空想であつた、ということを伝え、そしてもうこのことについては口にしないでほしいということ、またもし必要ならば、私がそれは不適切で弊害を招き、しかも不可能なことだということを示して当地から尊師に書送つた事柄を総督や司教に説明してほしい、と要請した。私は当地に着くと、直ちに彼が集めていた武器や弾薬をすべて手早く、しかも

密かに売払わせた。また、マカオにおいて誰かわれわれの友人の手で売るよう、すべての大砲を船で送るよう命じた。そしてわれわれが戦争に介入し、軽卒で危険なことを計画しているとキリスト教徒や異教徒の領主が思っているのをただすには、次のように公言し、また他人に言わせる以外に策が見出せなかつた。即ち、パードレ・ガスバル・コエリヨがこれらの戦争に介入して行つて来たことはすべて私には遺憾なことで、非常な悪事だと思う、またもしも彼が生存していたら存分に処罰していたところである、なぜなら彼はイエズス会の命令と方針に反し、他のパードレ達の意見及び私が当地を発つ際に命じておいた指示に反してこれらすべてのことを行つたからである。彼はキリスト教徒を助け、これを守りたいという余りに強い情熱と希望をもつたばかりに判断を誤り、このようにすれば外部の人々やカト・ザのわれわれイエズス会士を満足させることが出来ると考えて振舞つたことであると言つて、彼の意図を弁解したとしても、この過ちを犯したのは彼であつて、イエズス会の方針にあるのではない、と。関白殿が抱いた想像や考えを払拭するのにこれで充分であればよいと願つてゐる。なぜなら、関白殿の布告や彼が屢々語つた言葉の中には、この迫害を起した原因として、われわれイエズス会士が神、仏、及び日本古来の法と習慣を破壊する惡法を説教したからと言つてゐるにすぎないが、しかし彼は、イエズス会士は改宗を口実に当地に渡來して、大阪の坊主と同じことを行つて日本主國の支配者になろうとしている、という自分の考えを屢々明らかにしたからである。

本当のところ、キリスト教界やわれわれイエズス会士に対して戦争が行わされている限り、われわれがどのようにしても、われわれが危険を蒙り、そして何らかの疑惑を買うのを絶つことは決して出来ないであろう。なぜなら、異教徒の側からこれらキリスト教徒の領主に対して絶えず戦争が仕かけられており、もしも彼等が滅亡してしまつては、その領内のキリスト教界全体が失わることになる（なぜなら、別の機会に認めるように、日本では領主が移封されるとその一族全員や領内の住民、兵士までも移住するからである）。その上、これらのキリスト教徒の領主はパードレ達に窮状を訴える以外に

策がなく、またわれわれは彼等の領内に住んでいるのであるから、戦争が勃発した際に彼等を放つておくことは出来ず、かね又は食糧でもって彼等に対し何らかの援助をしなければ、戦いに当つて彼等の城に集つた下層階級の人々が大きな貧困と窮乏に苦しんで、簡単に滅亡してしまうことが時々生ずるであろう。このようなわけで、パードレ達が彼等に援助や勧告を与えるをえないような事態が屢々起る。従つて彼等の敵方の異教徒達がわれわれに対して疑惑を持つのは避けられず、異教徒は、われわれイエズス会士が彼等の領内にいる以上、われわれは彼等を助け、そしてキリスト教徒が互に助合つて離反しないように努めているものと思っている。従つてまた、この点で過ちを犯し易い。なぜなら、これらの領主の一人がいずれの側につくかによつて、否それどころか、いずれの側につくか宣言するのを期待するだけでも、敵方が簡単に滅亡してしまうことがありうるからである。しかしそれにも拘らず、パードレ・ガスパル・コエリヨが（既に述べたような）難儀で危険な企てを自分一人で決意したような、この件の解決の仕方というものは、私や他の人々の一般的な判断によると、非常に軽卒で非理性的なことであり、私は（これらのことに関する）彼が既に空想の中での被害をうけていて、健全で完全な理性を欠いていたことは疑いないと判断せざるをえない。なぜなら、彼が嘗てのように、有徳で敬虔な人物なら、そして日本について深い経験を持った人なら、空想のとりこになり、理性をそこなわない限り、これほど大きな過ちを犯し、軽卒な振舞いにすることはありえないからである。以上述べたすべてのことから、日本のイエズス会及びキリスト教界は、もしも上長がその統治を適切に進めないと、危険な状態に陥っているということを貌下はよく了解されたであろう。⁽⁸⁾

をうけ、滅亡するようなことになれば、それはキリスト教界にも重大な影響を与えるものであつた。しかしそうかといつて教会側が安易に彼等の危機を救うべくこれに援助を与えることは、逆に教会に対してもあらぬ誤解を与える恐れがあるところから、ヴァリニャーノは既に第一回目の日本巡察中にこれについて配慮を示し、一五八一年十月に豊後において在日宣教師のために作成した「儀礼指導書」の中で、この問題をとり上げ、書翰に引用してあるようないきなり指示を与えていた。このヴァリニャーノが与えた指示については後で再びとり上げて検討したい。ヴァリニャーノが第一回の巡察を終えて一五八二年に日本を辞去した後、日本教界の最高責任者である準管区長コエリヨは、キリスト教徒の領主に対して一層の軍事援助を行うためにフスタ船を一艘作らせ、何門かの大砲を買い入れた。その上、九州平定の帰途博多に滞在中の秀吉に、その軍艦の威力を誇示するかのごとき、いささか常軌を逸したような振舞いがあり、高山右近や小西行長などのキリスト教徒の大名が秀吉の心中を察し、教界に大きな災難が降りかかるのを懸念して、コエリヨに対し、そのフスタ船を秀吉に与えてしまうように勧めた。しかし彼はそれに全く応じようとしなかつた。そしてヴァリニャーノによれば、秀吉が箱崎で突如伴天連追放令を發布して教界に対して迫害を始めた最大の原因は、このようなコエリヨの軽卒で、思慮を欠いた振舞いにあつたという。これに類した見解は一六〇七年三月二十八日付長崎発、オルガンチーノの総会長宛書翰の中にも述べられている。

「イエズス会が日本で永年の間被つて来た難儀は、殆んどすべてこの長崎の市政が原因で生じたものであると言うことが出来る。第一に、二〇年ほど前に太閤がわれわれに日本退去を命じた時も、われわれの敵が、イエズス会士は当地に要塞を築き、ルソンからスペインの援軍を呼寄せて日本全土の領主に反抗しようとしている、と言つてわれわれを非難したからに外ならない。このような中傷のために、イエズス会は日本で有するものをすべて失つてしまつた。」

秀吉が教界に対して迫害を加えて来たのに対抗してコエリヨがいくつかの重大な対策を順次講じたことが判る。まず第

一に、彼は直ぐさま有馬に走り、大友宗麟、大村純忠亡き後の九州キリスト教界の大檀那有馬晴信に対し、キリスト教徒の領主を糾合して迫害者秀吉に敵対するよう働きかけた。そして自分もそのための資金と武器、弾薬を提供する旨約束し、直ちにそれらの準備を始めたという。しかし肝心の有馬晴信が、小西行長と共に、パードレ・コエリヨのことを嫌悪している旨公言して彼の使嗾に応じなかつたために、日本のキリスト教徒の大名と教会が呼応して秀吉に対抗するという大それが企ては実現を見ずについた。そこでコエリヨは次にフィリピンから援軍の派遣を求めるという別の対策を立てた。そして二〇〇乃至三〇〇人のスペイン兵の派遣があれば要塞を築いて秀吉の武力から教界を守ることが出来ると考えて、フィリピンの総督、司教、及びパードレ達に書翰を送り、この件について彼等に要請したということである。コエリヨがフィリピンに軍事援助を求めて書送った書翰として私が採取することの出来たのは、既に訳載した一五八五年三月三日付のイエズス会フィリピン布教長セデーニョ宛てのものだけであるが、このヴァリニャーノの書翰によると、コエリヨはその後一五八七年の伴天連追放令発布の後にもフィリピンの政教関係者に対する同じ趣旨の書翰を送つたことがわかり、今後これら原文書が見出されることがあるかも知れない。このようなコエリヨの要請に対してもフィリピン側は一顧だに与えずこれを拒否して來たので、次にコエリヨは第三の措置として、一五九〇年から見て昨年、即ち一五八九年に、コエリヨと考へを同じくしていたパードレ・ベルチヨール・デ・モーラをマカオに派遣した。コエリヨはモーラに次の二段階にわたり指図を与えていた。即ち第一段階として、帰国途上の天正少年使節の一行を伴つて日本に再渡来する時機を待つていたマカオのヴァリニャーノに対し、日本に渡来する時には二〇〇人の兵隊と食糧、弾薬を伴つて来てほしいということ、そしてさらにヴァリニャーノからスペイン国王、インド副王及びフィリピン総督に働きかけて日本教界に対する軍事援助を要請してもらいたいという二点を求める。次に万一ヴァリニャーノが既に死亡していた場合には、第二段階として、モーラ自身がフィリピンからさらにスペインに渡つて直接国王に軍事援助を要請し、あわせてイエズス会総会長にも会つて丁

解を求める、ということを企てた。ヴァリニヤーノはその余りに無分別かつ軽率な企てに驚き、モーラを日本に連戻り、フィリピン、イエズス会のセデニヨに書送つて、軍事援助を求めたコエリョは既に死亡した——コエリョの死は一五九〇年五月七日——旨を伝えて、援軍要請の件が発展するのを抑え、そしてコエリョによつて長崎に集められていた武器、弾薬をすべて手早く極密の内に売払い、日本で処分するには不適当な大砲は、マカオで売却するよう船で送る措置をとつた。そして更に日本でキリスト教徒や異教徒の領主がイエズス会宣教師について誤解を抱くといけないとして、コエリョが企てたような、国内の戦争に介入して、キリスト教徒の大名に援助を与えたり、外国から援軍の派遣を求めたりするよう、無分別で軽率な振舞いは、ヴァリニヤーノが指図したところと違い、イエズス会の方針に反する全くコエリョの独断による無謀な企てであり、過ちを犯したのはコエリョ個人であつて、イエズス会の方針にあるのではない、ということをさかんに力説してまわり、他人にも言わせたという。秀吉がキリストン迫害を始めた理由は、彼がキリストン布教事業について、改宗を口実に領土的野心を持つてゐるという危惧を抱いたからである、と判断したヴァリニヤーノが、コエリョの企てによって教界の上にさらに大きな災難が降りかかることを怖れ、それをコエリョ個人の独断とし、イエズス会の方針とは無関係であるということを躍起になつて強調しなければならなかつたのは尤もなことである。しかしながら、軍艦を作らせたり、大砲を初め諸々の武器、弾薬を準備したりすることが、ヴァリニヤーノが言うように、日本イエズス会の他のパードレ全員の意見に反してコエリョが独断で進めたといふことが、果して考へられるであろうか。当時の日本イエズス会の中に、コエリョ以外にも武力行使を主張したパードレがいたことは、後に紹介する史料から明らかである。また、コエリョが一五八九年にマカオにいるヴァリニヤーノの許に使いを送り、日本に渡来する時には二〇〇人の兵士と食糧、弾薬をもたらしてほしいといふことと、ヴァリニヤーノからスペイン国王、インド副王及びフィリピン総督に対しして日本教界への軍事援助を要請してほしいといふ、二点を求めたといふ事実は軽視出来ない。もしもヴァリニヤーノが、

一〇年ほど以前になる第一回目の日本巡察当時から終始一貫して、このような武力の行使、或いは布教地の諸問題に対する軍事的な介入ということに対し無条件に反対する考え方を立って来たのなら、そのような考えのヴァリニヤーノに対して、果してコエリヨが右のような依頼をしたであろうか。私は先に一五八二年十二月十四日付マカオ発、ヴァリニヤーノのフィリピン総督宛書翰をとり上げ、中国に対し武力征服を企てることは布教事業の面と物質的利益の両面で有効であると認める一方、日本に対しては、武力による征服を企てても日本の軍事力から成功の見込みがないし、しかも物質的利益が乏しい、としてこれに反対した文面を紹介して、ヴァリニヤーノは布教事業を成就するための手段としての武力行使そのものについて一切これを否定する態度をとったわけではなかつたことは明らかで、日本についても、もしその条件さえととのえば、布教のための有効な手段として、武力を行使することも認めるという考えに変りうるとしなければならない、ということを記述した。⁽¹⁰⁾ このようにヴァリニヤーノは、少くとも一五八二年当時は、条件さえ叶えば布教を進めるための手段として軍事力に頼ることをはつきり認める考えに立つていたのであるから、そのヴァリニヤーノが第一回目の日本巡察中に、この件に関して宣教師達に与えた指示は、そのような彼の考えが反映したものであつた。即ち彼は一五八一年十月に豊後で在日宣教師のための「儀礼指導書」とでも言うべき書物を作成し、その第一章の中で、国内の大名間の戦いに対する教会の介入という、当時日本でイエズス会が布教事業を進めて行く上で直面しなければならなかつた重大な問題をとり上げ、それについて宣教師に指示を与えている。そしてその指示の内容は、ヴァリニヤーノが前引一五九〇年十月十四日付総会長宛書翰の中に転記されており、既に訳載した通りであるが、ヴァリニヤーノはその中で、大名間の戦いに介入したりする場合は信頼のおける日本人キリスト教徒の勧告を仰いで、慎重に処するようとにかく、キリスト教徒の領主に対しても武器の提供をしてはならない、と指示してはいるが、しかしその反面、キリスト教界の利益のために必要な場合はこの限りではないとして、キリスト教徒の領主が侵犯されたような場合には教会は内密にこれを支援しても

よいとか、武器提供のことにして、キリスト教徒の領主が窮地に立つたような場合には、武器をこれに与えて援助する必要も生じうるということをはつきり認めていることに注目しなければならない。そして事実ヴァリニャーノは、第一回目の日本來訪直後の一五七九年に、竜造寺氏の侵攻にあって窮状に陥っていた有馬氏に多量の食糧や武器、弾薬を提供して、その危機を救っている。⁽¹¹⁾ 即ち、ヴァリニャーノ自身のとつた行為や彼が書残している記録から判断して、少くとも第一次日本巡察の頃の彼は、日本においても、教界にとって利益となる場合は、布教のために武力を行使するということを、全面的に否定する考え方ではなかつたと推定出来る。このような考え方を持つていたヴァリニャーノが、推測を逞しゅうするならば、その後戦国の動乱が收拾され、強大な支配者、秀吉によつて中央集権的な政府が生れ、そして全国統一を略成就した秀吉が、キリスト教界に対して新たに迫害を加えて来たというような、日本国内の情勢の新しい展開により、日本で布教事業を進める上で武力を用いる問題についても、それまで以上に慎重な考え方へ変化したのではないであろうか。

ヴァリニャーノは前引の書翰を認める二カ月ほど前の、一五九〇年八月十三日から二十五日にかけて、加津佐において、第二回日本イエズス会全体協議会を開催して諸問題を討議したが、それに諮つたヴァリニャーノの諮問の第三、即ちキリスト教界の利益と維持のために、日本国内の戦争にイエズス会士が介入する件についての、協議会の答申内容に対する裁決（一五九〇年十一月五日付）の中で、彼は次のように述べている。

「第一に、一般にこの戦争の件については、地区長 Superior Universal もその他すべてのイエズス会のパードレやイルマンも、決して戦争の処理やそれについての勧告に介入してはならない、ということを了解しなければならない。なぜならこのようなことは絶対にわれわれの会憲に属することではなく、どのような事柄であれそれに介入することは、イエズス会及びわれわれが日本に有するキリスト教界に対する非常に重大な弊害と混亂の原因となりうる許りか、イエズス会の会員各人が大きな危険にさらされ、良心の呵責にさいなまれることにもなりうるからである。というのは、このよう

な戦争は、死、醜聞、領国の破壊を伴うからである。（中略）

従つて第一に、日本の地区長、その他すべての上長、そして況んやその外のパードレやイルマンは、キリスト教徒の領主に対し、直接、間接を問わず脅迫又はその他のやり方で強制して、誰か他の領主——キリスト教徒であれ、異教徒であれ——と戦争を起させたり、和平を結ばせたり、または同盟を結んでいるか服従している誰か他の領主から離反させて、別の領主の許に走らせたりしようとしてはならない旨、明確に禁止する。その場合われわれは、もしもそのようにしなければパードレ達は彼等の領外に立去つてしまふとか、彼等を見捨るとか言つて、また言うが早いかそれを実行して、脅迫したり無理強いして事を行うことは出来ないし、又してはならない。

同様に、イエズス会が使用するためであろうと、それでもって戦争に際してキリスト教徒の領主を助けるためであろうと、さらにはそれらを彼等に提供するためであろうと、イエズス会士がどこかに要塞を築いたり、大砲、軍需品、鉄砲、その他の武器や戦争のための資材を入手することを禁ずる。しかしながら、パードレの伴をして下僕が海賊や盗賊の危険がある道や場所を行く際に利用するために、何らかの武器をわれわれのカーザの中に、公然とではなく適当な所に保管して所有することは差支えないであろう。しかしその武器も、上述の戦争のために提供してはならない。（中略）

誰かキリスト教徒の領主が誰か異教徒と戦争をしていて、教会がこれに食糧又はかねの援助をしないと、その領内のキリスト教界と共に滅亡してしまうほど窮迫していくて、この点われわれに援助を求め、もしもわれわれがそれに応じないと大きな弊害を招くというような場合が起りうる。それ故、われわれに救済の義務があるようなこれに類した事態に際しては、日本の準管区長又は彼が不在の時にはその他の地区長達にその措置を委ねなければならない。そして彼等も「内規」に従つて選出された顧問達とまずよく相談することなしにはこれを行なつてはならない。そして顧問の大部分の意見を大いに尊重してこれに援助を与えるのが適當であると判断した場合には、与えるべき額についても顧問達に諮らなければな

らない。またこのような援助は出来るだけ秘密裡に行なうようにしなければならないし、食糧よりもかねを与えた方がよい。¹²⁾

右に訳載したヴァリニヤーノの裁決を一読してわかるように、もうそこには嘗て第一回日本巡察中に指示したような、キリスト教界の利益のために、場合によつてイエズス会が国内の戦争に介入してキリスト教徒の大名に軍事援助を行うことも認める、と言つた内容は全然見られず、このような戦争に介入することや、目的の如何を問わず要塞を築いたり武器を保有したりすることを禁じ、戦争に際してキリスト教徒の大名を支援することにしても、非常に慎重な態度でのぞみ、その領内のキリスト教界の滅亡を救うために、これにかねと食糧だけを援助することの出来る道を残しているだけで、武器の援助については一切認めない、ということを規定しているのは注目に値する。即ち、第一回日本巡察後の日本国内の政情の変化によつてこの問題に対するヴァリニヤーノ自身の考えは明らかに変化したと言わなければならぬであろう。国外にいながら日本の国内事情の変化を的確に洞察し、それに応じた布教政策を立案してゆくヴァリニヤーノから見れば、軍艦を作り武器を集め、キリスト教徒の大名を糾合し、更に外国から援軍を招致して秀吉に抵抗することを企てた日本準管区長コエリヨの動きは、軽卒で無分別なものに映つたのは当然のことであろう。しかし程度の差こそあれ嘗ては自分自身、コエリヨの考え方と相通ずるものがあつた筈のヴァリニヤーノが、仮令コエリヨに行きすぎの振舞いがあつたとしても、日本イエズス会の犯した過ちを、亡きコエリヨ一人の責任に仕立てるような、前引のヴァリニヤーノの書翰は、彼の冷厳な一面を示してはいられないであろうか。

四

一五八七年七月、秀吉によつて伴天連追放令が発せられ、突如として勃發した迫害にキリスト教界全体が狼狽し、その

対策に苦慮していた当時、武力に頼つて教界を守ることを主張した宣教師は決してコエリヨ一人ではなかつた。そのことをほのめかしている日本教会史の文献もあるが、確実な原史料としては、一五八七年十月十五日付平戸発、ペドロ・ラモンのイエズス会総会長宛書翰⁽¹³⁾を擧げることが出来る。

「別の点を簡潔に記述したいが、それは、日本キリスト教界の利益のためにには、これにまさる肝要なことはないと信ずるからである。そしてこの点以外には、日本の事情を明らかにしうるものはないと信ずる。日本の教界を確立するためにには、况下に次のことを予解していただきたい。即ち、日本の世俗的な統治は、今日は国王の如き者が明日には取るに足りない者になつたり、今日一、〇〇〇乃至二、〇〇〇クルザド有する者が明日は一文なしになつてしまふ、といったような有様である。したがつて、京都の非常に著名な或るキリスト教徒の身に生じたような事が勃発した。彼は、その名声の故に、御地でも知られていることと思うが、ジュストという者である。彼の領内には大きなキリスト教界があつたが、この日本の領主は、高貴な閔白殿によつて他の城に移され、所有していた城は没収されてしまった。農民はすべてそこにとどまつたが、彼等は嘗てはジュスト同様キリスト教徒であつたが、四〇、〇〇〇人以上いた内、後まで信仰を堅持したのは六、〇〇〇人にはすぎなかつた。われわれが今このジュストの例に見る通りで、彼は前述の如く、嘗ては高貴で富裕であり、実力を持つていたが、今では全く取るに足りない立場におちており、これは閔白殿が彼からすべてを剥奪してしまつたらである。これは当地で今起つたことであるが、これに類したことは外の人々の身に頻繁に起つてゐる。このため基礎の固いキリスト教界が存在するのは困難である。そして今や事態は一層嵩じてゐる。即ちこの閔白殿はわれわれ全員の日本追放を命ずるに至り、われわれにはこれに対する確実な対策がない。このことはすべて、イエズス会もカトリック教会も、このような窮状に際し避難することが出来るような確固たる基地を日本に持たないところから生じてゐる。このため、このような基地を持つことが何にもまして必要である。そしてそれには、フェリペ国王の手でこの日本国内に要塞を一つ獲

得すればよい。貿易船が渡来する長崎、又はその他の土地において、このような場所を獲得し、そこを保持するのは非常に易しく、何ら困難なことはないからである。なぜならそれは必要な経費だからである。われわれは、国王陛下がこれを遂行されるかどうか知らない。このことは御地で了解してもらうことが肝要であり、また綿密に事を進める者がいない限りそれは御地で理解してもらうことも遂行することも困難である。書翰で報ずることの出来るような件ではないので、私はもうこれ以上話を進めるとはしないが、ただ次の点だけを申述べておく。即ち、日本国内にポルトガル国王によって支えられている安全な土地がどこかにあって、それがパードレやキリスト教徒の避難所となり、しかもそこで平穩に日本人に対する教育を行うことが出来、コレジオ、ノビシアド及びセミナリオが存在しうる、というような状態でない限り、⁽¹⁴⁾日本には重要なものは何も存在しえないのであろう。」

ラモンは高山右近の例を挙げているが、秀吉が突如としてキリスト教に対する政策を転換し、宣教師の国外追放を命じた許りか、播州明石に六万石を領していたキリスト教の大檀那高山右近に対し、先に高槻、近くは明石において領民を信徒とし、寺社を破壊したのは不届きであるとして、信仰を棄てるように命じ、右近がそれに従わなかつたのでその所領を没収し、右近を追放処分にしたことは、日本におけるキリスト教界が、支配者の意向一つで一夜にして保護者を奪われ、危機にさらされるような、極めて基盤の弱いものであるということをあらためて宣教師達に痛感させたに相違ない。そしてラモンは、このような日本の国情を考えて、日本教界を確固とした基礎をもつたものに発展させるには、ポルトガル国王——当時はスペイン国王フェリペ二世がポルトガル国王を兼ねていた——が長崎又はその他日本国内に基地を獲得して、そこに要塞を築き、武力をもつて教界を守るのがよい。そこは危急に際して宣教師や信徒の避難所となる外、布教、教育の施設を安全に設けることが出来る、と主張している。このようなラモンの見解は、秀吉によつて迫害が開始されたという新しい局面に対処するイエズス会士の反応の内、コエリョの考え方と相通するものとして興味深く思われる。

伴天連追放令發布の直後ではないが、一五八九年一月三十日付加津佐発、フロイスのイエズス会総会長宛書翰もこれに関連する記録である。

「この迫害は、以前の順調な改宗事業の成果からはわからなかつた多くの事柄をあきらかにした、ということを本書翰の中で少し前に猊下に申述べた。そして非常に重要なことは、日本においてイエズス会やキリスト教界を維持するためには、この地域に堅固な要塞を有して、何か迫害が生じたらそこにパードレ達が避難出来、更に彼等が衣裳や生活必需品など生活に必要な物をそこに保存出来るようにするのが絶対に必要だということである。フェリペ国王は裝備を施した二〇〇乃至三〇〇人の兵士でもってこれを掌中に入れることが出来よう。このようなことを勧告するのは、以後その裨益するところが大きく、方もしもそれを実行しなかつたら、そこから招来する不都合が甚大だからである。これは今一見して明らかなることである。というのもしも暴君が有馬のドン・プロタジオ、大村のドン・サンチョから領土を奪取るならば（彼は只命令を下しきえすればいとも容易にこれを行うことが出来る）、また天草殿を殺すよう命ずるならば、日本全土にわれわれが駐在出来るような所はなくなつてしまふからである。暴君は既に全国にわたつて支配権を掌握しているからである。そしてこのような要塞がないために、われわれは生活に必要なかねや黄金を常に地下にかくし、裝飾品や聖器具を嚴重に偽装して異教徒の手に預ける方がよいという有様である。しかし少なからず火災その他の危険にさらされている。従つて今はこれを行うことが出来ないので、われわれはカーヴザの裝飾品や主要な衣裳を中国に送る方がよい有様である。ここ日本には保管するところがないからである。このような理由から、出来るだけ速かにこの要塞を築くのが適切である。既に昨年、当地で開催された協議会において、巡察使に書送り、また準管区長も彼に長文の書翰を送つた。それは巡察使から猊下に書翰で伝えてあらうためであつた。このため私はこの件についてこれ以上詳しく述べることはしない。
(一、二名を除き)すべての古参のパードレ許りか、重立つた日本人キリスト教徒までもがこのような考えに立つていた。⁽¹⁶⁾

右のフロイスの書翰から、彼もコエリヨやラモンと相通ずる考えの持主であったことが判る。即ち秀吉が新たにキリストン迫害の政策を始めたことに大きな脅威を感じ、高山右近につづいて他のキリスト教徒の大名に対しても次々と改易処分にして、キリスト教界が安全な拠所を失うような事態になることを深く憂慮して、その対策として、ペドロ・ラモンと同様、国内に堅固な要塞を持つことを主張している。そしてポルトガル国王は二〇〇乃至三〇〇人の兵士でもってそれを獲得することが出来るとしている。危急に際してパードレが避難出来るということの外に、イエズス会の資産や聖なる品々、食糧、衣類等の保管も迫害開始後は不如意になり、中国にまで送つて避難させていた程であったので、その安全な保存場所を確保する上からも、これが肝要である旨フロイスは強調している。そして一、二の例外を除きすべての古参パードレがこの点同じ考え方であった、というフロイスの記事は注目に値する。

五

秀吉の伴天連追放令は、彼が引続きポルトガル貿易を強く希望したために、不徹底なものに終つてしまつた。当時日本では、イエズス会パードレの仲介なしのマカオ・長崎間貿易はありえなかつたので、ポルトガル貿易を望む以上、イエズス会宣教師の日本滞在を黙認せざるをえなかつたわけである。このように伴天連追放令の発布はキリスト教界に対しその根底をゆるがすほどの打撃を与えたわけではなかつたが、その後十六世紀の最後の数年は、教界をめぐる情勢が再び大きく転換し、イエズス会の布教事業に深刻な影響を与えるような出来事が相次いで発生した。即ちかねてから周辺の各地へ布教活動を進展させてゆくことを望んでいたフィリピンのスペイン系修道士⁽¹⁷⁾は、秀吉がフィリピン招撫のための使者を派遣したのを契機に、ローマ教皇の禁令を無視して日本に渡来し、ここにイエズス会による日本布教の独占が破られてフランシスコ会が新たに布教事業に参加したために、一致した布教政策による統一的な布教事業の推進は不可能となつた。こ

のよう布教に携わる宣教師の構成の面で大きな変化をきたしたのに加えて、一五九六年にはマニラを発つてメキシコに向う大船が土佐の海岸に漂着して秀吉のために積荷を没収される所謂サン・フェリペ号事件が勃発し、これを契機にフランシスコ会宣教師と信徒の探索と逮捕が行われ、そして翌一五九七年二月には、宣教師と日本人信徒合せて二六人の聖殉教者が長崎で磔刑に処される事件へと発展した。このように全国統一を完成した秀吉が、近隣諸外国やキリスト教界に対して強硬な態度をもつてのぞむようになり、布教事業に対して再度弾圧の手を加えて来て殉教事件にまで発展したことにより、キリスト教会の内部ではこのような教界をめぐる情勢の変化に直面して、その対策をいろいろ考慮する気運が生じたことは当然であろう。一五九〇年代の終りに、再び宣教師の間で、布教のために武力を利用すべきだとする意見が一部で強く唱えられるに至ったが、それはこののような事情を背景としたものであった。

まず、一五九七年十月十日付長崎発、イエズス会パードレ・アントニオ・ロペスの総会長宛書翰をとり上げてみたい。ロペスはその書翰の中で、フィリピンの托鉢修道士がローマ教皇とスペイン国王の指令を無視して日本に渡来して布教事業に加わり、イエズス会士と協調せず、その無分別な言動のために日本での布教事業が危殆に瀕することになったと述べ、フィリピンと日本の間の交通を絶たないと日本教界が破壊されてしまう、と訴えた後で、次のように記述している。

「日本に駐在しているスペイン人のイエズス会パードレ達は托鉢修道士のことを非常に歓迎した。彼等は自然の感情に動かされたものであるが、上述の托鉢修道士達に対し大いに恩恵を施し、出来る限りの援助を与えて來た。尤も自分達の行つたことが公けにならないよう努めていた。そしてこのことに最も尽力したのは準管区長パードレ・ペドロ・ゴメスであった。即ち彼はわれわれイエズス会士の小勅書は、托鉢修道士達の小勅書を廃止してはいないと断言して、自分は彼等との紛争に介入したくはない、と述べた。そして日本で遭難したナウ船に乗つて來た人々やその他のスペイン人に對して、われわれの喜捨から一、〇〇〇ドゥカド以上を貸与した。われわれは何時それを彼等から回収出来るか判つたもの

ではない。われわれはこの市の奉行寺沢から、スペイン人とは余り交わらない方がよい、それは彼等は不穏な国民で、遠国にまで征服に行くと思われており、太閤は彼等に対し好意を持つていないので、われわれがその巻添えをこうむる危険があるからである、との忠告を受けたが、それにも拘らずスペイン人のイエズス会パードレ達は彼等と交わり、巻添えをうける行為を止めず、ある種の慈悲の業を遂行した。そしてキリスト教界に明らかに危険が及ぶところとなつた。われわれはパードレ・アレッサンドロ・ヴァリニヤーノの渡来によってこれに對して何らかの対策が講ぜられることを期待していたが、ナウ船が渡来しなかつたので、當てがはずれた。猊下が出来る限りの誠意をもつてこれら托鉢修道士のことにについて教皇聖下や国王陛下に働きかけることが是非とも必要で、左もないと日本キリスト教界が破滅するのは確実だとうことを了解されたい。その他、準管区長パードレは非常に高齢で、重荷を負っている。従つて、猊下はとつさの場合にこの準管区を統治出来るように、この日本準管区に適任の人物を用意しておくのがよい。そしてその人物がポルトガル人なら他国人と比較してより適任である。それはここではスペイン人は歓迎されていないからである。従つて彼等は日本に来てはならなかつた。それ故彼等のことを日本人に隠す必要がある。なぜなら彼等は征服事業に熱心であるが、日本人はこの点彼等に疑惑を抱いている。これについては、先年日本で開催された協議会の記録を巡察使が猊下に送つたので、それによつてご理解がゆこう。その協議会においては、すべてのスペイン人パードレが一人の例外もなしに、国王陛下の力で日本に要塞を築くべきである、このようにしてキリスト教界を存続させるべきである、なぜなら征服事業による以外に、日本キリスト教界を前進させる手段はないからである、という見解であった。これはキリスト教界にとって最悪の弊害を招く手段である。そのことは托鉢修道士に対して太閤様が疑惑を抱いて彼等に死罪を命じたところから、了解される通りである。これについては、今年日本から送られる情報によつて猊下に明らかになるであろう。この日本はスペインから非常に遠く、しかも国王陛下は非常に多忙で、このような征服事業に極く僅かしか援助することが出来ない。それどこ

ろかむしろそれによつて陛下が日本人と行つてゐる貿易を失うことになるであらう。その上この日本国民は非常に好戦的で人口が多く、世界中の国々を相手に干戈を交えることが出来るほど意氣きかんである。従つて、征服によつて日本を改宗させ、改宗事業を前進させることが出来るなどと言うのは笑止の沙汰で、すべてのものを失つてしまふ近道である。そしてこのようない疑惑から、今われわれは日本から追放処分を受けてゐる。猊下は誠意をもつてこのことを予見していただきたい。なぜならこれは日本キリスト教界の利益のために非常に重要な点だからである。⁽¹⁸⁾」

右に訳載した書翰の差出人であるアントニオ・ロペスはリスボンに生れ、一五七六年日本に渡來して、長い間長崎の力レザの上長をつとめ、一五九八年に日本で五一才で死亡した。イエズス会歴三四四年、滞日二二年であつた。日本語には通じていた。⁽¹⁹⁾ このアントニオ・ロペスの書翰は重要な問題を含んだ興味深い内容のものである。

まず彼は、フイリピンからスペイン系托鉢修道士がグレゴリウス十三世小勅書を無視して日本に渡來し、イエズス会と協調せずに独自の方針で布教事業を進めたために日本教界に弊害を及ぼしたという、その当時日本イエズス会が直面していた最も深刻な問題をとり上げ、托鉢修道士達の言動についてこれをまことに遺憾なこととして深い憂慮を示してゐる許りでなく、日本イエズス会の中にも、準管区長ペドロ・ゴメス以下スペイン人の会員は彼等のことを歓迎し、これに出来る限りの援助を与えて來た、として強い不満を表明してゐる。そして教皇や国王に対しても然るべき働きかけを行うよう総会長に要請してゐる。

これに関連してアントニオ・ロペスは、第一に、スペイン人は日本では歓迎されていないから準管区長の地位にはポルトガル人ペードレが就任する方がよい、と主張してゐる。日本人がスペイン人に對して好意を持つていなかつたのは、スペイン人は國土侵略の野心を持つてゐるとして警戒する氣持からである、としている。そして日本人がスペイン人に對してどのような印象を抱いていたかを示す例として、長崎奉行の寺沢正成もイエズス会士に對して、秀吉がスペイン人に對

して好意を持つていないので、その巻添えをうける恐れがあるからイエズス会士はスペイン人と交りをもたない方がよい、
という忠告を与えた旨を述べている。のことなどは、ポルトガル人であるロペスが国籍を意識した発言と言えるかも知
れないが、それと同時に、矢張りその当時日本人がスペイン人の領土的野心に無関心ではなかつたということを示すもの
と言わなければならぬであろう。そして、このような重大な懸念を日本の為政者に植えつけていたスペインの植民地フ
ィリピンから托鉢修道士が渡来して活動することは、日本教界に大きな弊害を及ぼす危険があるので、スペイン人イエズ
ス会士は、同胞の故に寺沢の忠告を無視して彼等に好意を抱き、大きな援助を与えている、と言つてロペスは同僚に対し
て非難の言葉を投げている。

そして第三にロペスは、スペイン人の同僚を日本人に接近させてはいけない、今まで極言し、スペイン人イエズス会士
が抱いた日本布教に対する考え方として、重大な事実を述べている。即ち、先年日本で開催された協議会において、すべ
てのスペイン人パードレが一人の例外もなしに、スペイン国王の援助をえて日本に要塞を築いてキリスト教界を守るべき
である、武力を用いた征服事業による外、日本キリスト教界を進展させる手段はない、との意見を述べた由である。ここ
でロペスが言及している、先年日本で開催された協議会 Consulta——巡察使ヴァリニャーノがそこで協議の記録を總
会長に送つたとある——というのは、一五九〇年七月二十一日に二度目の日本巡察のために長崎に上陸したヴァリニャー
ノの主宰の下に、その翌月の八月十三日から二十五日までの間、加津佐において、ヴァリニャーノ外二十三人のパードレ
でもつて開催された第二回目の日本イエズス会全体協議会のことを指しているものと思う。アントニオ・ロペスはその協
議に加わつたパードレの一人であつた。この協議会の記録と、それに対する同年十一月五日付の、ヴァリニャーノの裁決
の記録はアルバレス博士によつて印刷されている。⁽²⁰⁾ 協議会は、その開催中に、秀吉が小田原城を攻めおとし関東一円を平
定して京都に凱旋したとの情報が入り、至急ヴァリニャーノが上京して秀吉に謁見するのが肝要であるとの判断から、

八月二十五日に中断され、ヴァリニャーノは長崎に戻⁽²¹⁾った。彼はこの協議会に諮問して答申をえた各事項について裁決を作成するために、同協議会によつて選出された準管区長ペドロ・ゴメス、オルガンチーノ、フランシスコ・カルデロン、及びルイス・フロイスといつた四人のパードレの協力をうけたが、この四人の外に、ヴァリニャーノの要請により更に六人のパードレが加わつて協議した末、ヴァリニャーノは十一月五日付の裁決を作成したわけであるが、アントニオ・ロペスもこの六人のパードレの中に含まれていた⁽²²⁾。協議会記録の内、武力行使の問題に関するものは、第四番目の諮問事項、即ち長崎港が再びイエズス会領となつた場合、そこに要塞を施すべきか否か、という問題を協議した箇所であるが、それは次のような内容のものである。

「諮問事項第四、閔白殿が長崎港をわれわれに返すか、又は彼の死によつてそれがわれわれの手に戻つた場合、そこに要塞を持つべきか、或いはそれを放棄すべきであるか。

この諮問についてもいくつかの点が論ぜられた。

第一に、そこに要塞を持つということに関して、パードレ達がよりよい意見を出すことが出来るように、巡察使はこの件について総会長が自分に書送つて来た書翰を朗読した。その書翰には、同港の要塞と裁治権を持つことの困難なこと、及び、もしキリスト教界に明らかに弊害が及ぶというようなことなしに出来るのなら、それを放棄したいと常に希望しているということが示されており、それは上述の、日本準管区諸事情の「要録」、第六章、第十七節に見えている通りである⁽²³⁾。それを聞いて全員が一致して次のような見解に達した。即ち、どのような方法であれ同港がわれわれの手に戻つた場合でも、その中にわれわれの名で要塞を持つたり、われわれがそれを維持したり、兵士や弾薬を補給したりしてはならず、ただ外の地方と同様、キリスト教界の利益のためにそこにカーザを持つにとどめなければならない。

第二点は、これも全員が一致したことであるが、上述の要塞のため、及びキリスト教徒の領主達を救済するために日本

にある鷹砲、大砲その他の砲類は、全部マカオに送つて売払つてしまふよう。そしてもう今後は、たとえ誰かキリスト教徒の領主を支援するためという口実の下でも、上長は決して上述のような砲類を入手してはならない。なぜならそれがわれわれの手に入つたということは直ちに知られてしまつて、われわれが非常な憎悪を買うことになり、そして結局のところキリスト教徒の領主達がそれによって裨益するところは少ないのである。⁽²⁴⁾（以下略）

以上が協議会の記録の内、第四番目の長崎に要塞を施し武装する問題についての諮問に対する答申の一部⁽²⁵⁾であるが、ヴァリニヤーノはこれに対する十一月五日付の裁決の中で、「第四番目の諮問については、第一、第二、及び第三点（答申の第三点は訳載するのを省略した——高瀬註記）の結論はすべて妥当なものと思われる。そして既に出帆したジャングによつて大砲はすべてもう中国に発送してしまつてある。またカーザに保存してあつた弾薬や鉄砲は売払つてしまつた。それ故この点上述の禁止措置によつてなすべきことはもう何もない。」と記述している。⁽²⁶⁾

右に掲載した記録は、一五九〇年八月に開催された協議会では、全員が一致して、たとえ長崎が再びイエズス会の領有するところとなつても、そこに要塞を築いたり、武器、弾薬をたくわえたりしてはならない、という見解をとつた、ということを伝えている。この協議会は言うまでもなくヴァリニヤーノによつて主宰され、その強い指導力の下に運営されたものである。そしてこの協議会の直後の一五九〇年十月十四日付、ヴァリニヤーノの総会長宛書翰は、既に紹介した通り、コエリヨ——彼一人が独断で進めたとヴァリニヤーノは言つてはいる——が行つた秀吉に抵抗するための軍事行動の準備を抑え、集められた武器を処分し、そしてこのような動きが露わになつて秀吉の耳に入るのを恐れてそれの対策を講じた有様を伝えている。そのような立場にあつたヴァリニヤーノの主宰した一五九〇年八月の協議会の、軍備に関する協議の結果が、ヴァリニヤーノの意に叶う結論に至るのは当然であるが、しかし前引の記録に見られる、協議に加わつたパードレが全員一致してその結論に至つたという記事は、疑問としなければならない。即ち、協議会の席上、スペイン人のパード

レは一人残らず、征服事業によらずに日本布教の道はない、という意見をのべたという前引アントニオ・ロペスの書翰の内容は軽視することが出来ないし、また協議会には、それ以前に、日本布教を進めるためにはスペイン国王の軍事力によって日本に堅固な要塞を持つべきであるということを主張したペドロ・ラモンやルイス・フロイスも加わっていた。最終的な結論はどうであれ、この協議会において、いささかでも武力に頼ることに対し全員が一致して反対した、というようなことはありえないと言つてよいと思う。

アントニオ・ロペスの書翰は、スペイン系托鉢修道士がわが国に渡来して後、彼等をめぐって日本イエズス会の中のポルトガル人とスペイン人の会員の間で反目が生じたということ、そしてスペイン人イエズス会士は全員、協議会で武力の行使を主張したことなどを、ポルトガル人の立場から記したものであったが、それと同じ趣旨の書翰を、矢張りポルトガル人のイエズス会士アップオンソ・デ・ルセナが一五九八年十月三日付で日本から総会長に宛て次のように書送つてゐる。

「既に貌下にも情報が届いていることと思うが、先年來スペイン人のパードレとポルトガル人のパードレの間で氣持と意見の点で何らかの不統一と分裂があつた。そしてその原因の第一は托鉢修道士達の渡来であつて、多くのスペイン人パードレは、彼等の渡来は非常に結構なことで、日本キリスト教界に裨益する。日本征服の事業はフィリピンに屬することである。そしてこの司教区はフィリピンによつて統治され、その属司教区となるのがよい、ということを主張するつもりであろう。そして昨年以來パードレ・ペドロ・ゴメスの説得や巡察使の書翰によつてこのような不統一は非常に減少したが、同巡察使の渡来によつてこのようなことは払拭されてしまい、もうそれについて語つたり考えたりする者は一人もないであらう。

巡察使はすべてのスペイン人パードレを長崎に招集し、そして彼等に一致を説き、全体的に見て彼等の内何人かの者が

他の人々と不一致であるという欠陥に陥っているということを指摘して、今後はこの点に背かないように要請し、イエズス会の子としてイエズス会がわれわれに希望している平安と一致の中で行動するよう求めた。このような措置によつてもうこれに背く者はいないであろう。⁽²⁷⁾

日本イエズス会のスペイン人の会員は、日本征服の事業はフィリピンに属する旨主張しようとした、というルセナの記事は、その当時わが国にいたスペイン人イエズス会士がどのような観念を持っていたかをよく示しており、それはスペインとポルトガルといった立場こそ違うが、ヴァリニャーノが、一五九七年十一月十九日付マカオ発、イエズス会フィリピン準管区長ライムンド・プラド宛書翰の中で記述しているところと相通ずるものがある。

「私は自分の義務を果すため、そしてまた次に述べることが真実だということをフィリピンで了解してもらうために尊師に申述べたいが、われわれ日本イエズス会やこの国に関するなどをどうか放念していただきたい。一般的に言って、フィリピンの修道士は何人も中国、日本、及びその他のポルトガル人の征服権に属する地方において、主への奉仕、靈魂の救済、更には国王陛下への奉仕を願い、それに添つた行動をしてはならない。それどころか彼等がそれらの国に行こうとすればするほど、ますます大きな弊害が生じ、その目的を達するのが困難になるであろう。その主な理由は、それらの国の王や領主はすべてフィリピンのスペイン人に對して深い疑惑を抱いており、次のようなことを知つてゐるからである。即ち、彼等は征服者であつて、ペルー、メキシコを奪取し、また近年フィリピンを征服し、日々附近の地方を征服しつつあり、しかも中国と日本の征服を望んでゐる。そして近くの国々にいろいろな襲撃を仕かけており、何年か以前にボルネオに対し、そして今から二年前にカンボジヤに対して攻撃を加えた。少し前に彼等はモルッカ諸島を征服するための大艦隊を有していた。そして事実目下他の島々を征服しつつあり、現在台灣島の征服を望んでゐる、と。これらはすべての人々が知つており、日本人や中国人も、それを実行しているスペイン人と同様にそれに精通してゐる。なぜなら毎年日本人

や中国人の船がマニラを往き来ており、見聞したことを語つてゐるからである。このよくなわけで、彼等はこれらすべての国民に深い疑惑を与えており、同じ理由から、フィリピンより本国に渡来する修道士に対しても疑惑を抱き、修道士はスペイン兵を導入するための間者として渡來していると思つてゐる。このため彼等を本国に迎えるのを望まない許りか、彼等とポルトガル人が同じ国王の下にあることを知つてゐるので、われわれに対しても疑惑を抱いており、それは現在われわれが日本で見てゐる通りであり、また昨年中国でわれわれが経験した通りでもある。⁽²⁸⁾

仮令ヴァリニャーノが、既に述べたように一五九〇年の二度目の日本巡察中には、政策として武力の使用に強く反対したことは言つても、日本をポルトガルの征服権に属する国とみなすような観念を持つていたことは、日本征服はフィリピン人の権利に属すると主張するスペイン人イエズス会士と同様、見逃すことは出来ない。

註

- (1) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin., 10-I, f. 154.
- (2) イエズス会日本準管区長が直接フィリピン総督に軍事援助を要請する書翰を送つたといふことについては、本文に引用したセデニョのコエリョ宛書翰のみでなく、既に岡本良知先生が引かれた一五八六年六月二十六日付フィリピン総督サンチャゴ・デ・ベーラのスペイン国王宛書翰にも、このことをうかがわせる記事が見られる。
- (3) Archivo General de Indias, Filipinas 18, Ramo 2, no. 38.

「その後一人の日本人キリスト教徒が当市に来た。彼等はドン・バルトロメ王（大村純忠のこと——高瀬註記）の臣下であり、ポルトガル人が貿易を行う主要な港長崎の住民である。

- (4) 日本イエズス会が、フヤコラムからスペイン系の修道士が日本に渡來することを阻止しようとしたのは、根本的にはポルトガル国王の布教保護権の下で日本布教を進めていたイエズス

キリストが、スペイン国王の布教保護権の下にある在フィリピン、各修道会宣教師の日本布教に反対したものであつて、布教方針の混乱を避ける、といった布教政策上の理由とともに、布教保護権に基づく布教事業の性格からして、ポルトガル、スペイン両国の国家的利害に基づく双方の思惑がからんでいたといふ面も忘れることは出来ない。フィリピンから宣教師が日本に渡来て布教事業に参加する、両国間に貿易関係を開くことになり、そのためにマカオ・長崎間の貿易が打撃をうける、いよいような、経済的な利害からスペイン系宣教師の日本布教に強く反対した日本イエズス会士の記録は数多く残されている。

(5) 岡本良知著、前掲書一二九、一三〇頁。

(6) このヴァリニャーノの書翰は既に岡本先生の論文「長崎のフスタ船」及び「天正末に於ける耶蘇会の軍備問題」(共に「桃山時代のキリスト教文化」所収)の中第一部紹介されてゐるのも、いささか躊躇したが、岡本先生が引用せられた箇所にも興味深い記事が見られ、ここでその関係記事の全文を紹介するのも無意味なこととは思われないので、敢えて訳載することにした。

尚この書翰は二つの部分に分れ、前半は一五九〇年十月十二日の日付があり、その後に追伸の形で十月十四日付の文面がつづつてゐる。以下掲載する訳文中、(中略)以前は十月十二日付の箇所、以後が十月十四日付の記事である。

(7) この傍点を附した箇所は、ヴァリニャーノが一五八一年十

月に豊後で作成した、在日宣教師のための「儀礼指導書」である

「Advertimentos e avisos acerca dos costumes e catangues de Jappão. の一節である。ハサウテ師がボルトガル語の原文にマタコト語訳を添え、序説を附して公刊された

Il Cerimoniale per i Missionari del Giappone, Roma, 1946. の一五〇、一五一页である。注本書の内序説を除くウタリニャーノの本文の部分は、最近矢沢利彦、筒井砂田氏により邦訳が行われた。「日本イエズス会士礼法指針」昭和四十五年刊。

(8) ARSJ., Jap. Sin., 11-II, ff. 233~235v.

(9) ARSJ., Jap. Sin., 14-II, f. 278v.

(10) 「史学」四十一卷三号、四七~五〇頁。

(11) 岡本良知著「十六世紀日欧交通史の研究」昭和十一年刊、五七九~五八三、六一五~六一七頁。

(12) José Luis Alvarez-Taladriz, Adiciones del Sumario de Japon, Apéndice II, pp. 649~652.

(13) このハヤノの書翰の内、天正少年使節の身分を暴露し、使節派遣はヴァリニャーノが仕組んだ筋書きによる軽蔑であったとして非難した箇所は、岡本良知他著「九州三侯遣欧使節行記」続編、昭和二十四年刊、六一~七〇頁に訳載されている。ハヤノで本文に引用した記事は、右の、少年使節に関する記事について記述されているものである。

(14) ARSJ., Jap. Sin., 10-II, ff. 284v., 285.

(15) ハヤノの史料はアルベルヌ博士からお教へただいたものであ

№°

(16) ARSJ, Jap. Sin., 45-I, f. 132v.

(17) 従来のイエズス会による日本布教がポルトガル国王の布教保護権によつて行われてゐたのに對し、スペイン植民地であるフィリピンで布教を進められて来た各修道会宣教師はスペイン王室の布教保護権の下にあつた。ローマ教皇は、当初は日本布教はボルネガル布教保護権に屬する事業であるとして、スマラムハの宣教師が日本に入國するのを禁止してはいたが、後にスペイン側からの強き働きかねぬやうに許可するに至つた。

(18) ARSJ, Jap. Sin., 13-I, f. 72v.~73v.

(19) Profillet, Le Martyrologe de l'Église du Japon, Paris, 1897, tome III, p. 183. & Josephus Franciscus Schütte, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 316.

(20) José Luis Alvarez-Taladriz, op. cit., pp. 593~674.

(21) Ibid., p. 644.

(22) Ibid., p. 647.

(23) ボルネガルの歴史 (Alvarez, op. cit., p. 601.) によると、この総督の書翰によつては、一五八〇年に大村純忠が日本イニスス会の頭で契約が結ばれ、イニスス会が長崎を領有するにとどまつたが、このように略奪をイニスス会領として取入れる決定をした血のセトリヤーへの報告を受取つた総督

アクラウドーが、日本イニスス会のいた措置を追認つて

書送つたもので、問題の長崎の要塞を受入れる件について、もしもイニスス会士の生命や世俗的資産の安全をはかるだけのために受けなければならぬならば、どうのなれば、決してそれを認めはしないであらう。しかし、その要塞によつてキリスト教界や大村領を助けることが出来ると巡察使や他の在日ペーネンが考えたのであるから、巡察使と日本イニスス会の上級がもつと判断した期間、その領有を許すにむかへる、とこゝのやうに №° (岡本良知編纂印真鑑 Ajuda Codex, 49-IV-56, t. I, ff. 9v.~13, Couzas que pertencem à Vice Província de Japão, f. 12. 追記を José Luis Alvarez-Taladriz, Sumario de las cosas de Japon, Tokyo, 1954, Introducción, pp. 74, 75. ニベペーネト語版にて翻訳された) №°)

(24) José Luis Alvarez-Taladriz, Adiciones, p. 601.

(25) 1月丸ノ母長崎ド監査やだ銀 | 回日本細凶公議とよこし めの題題に關つては、略1590年の監査令と回の總經を出しだしたが、回管区公議の品目録の第四章「監査令とつて」の内容かわからぬ (Alvarez, Adiciones, Apéndice III, pp. 686, 687. カトリック家入敏光訳編「日本のカトリック」) №°

(26) José Luis Alvarez-Taladriz, Adiciones, p. 653.

(27) ARSJ, Jap. Sin., 13-I, f. 158, 158v.

(28) Real Academia de la Historia, "Cortes" 565, f. 63v. (東京大学史料編纂所叢書の印真鑑版) №°

ヴァアリニヤーノはこの書翰の中で、日本の王や領主は、フィリピンのスペイン人宣教師は同国の征服事業の手先であるとの疑惑を抱いているから彼等は日本に渡来しないでほしい、と記述しているが、ポルトガル人イエズス会士の日本司教ルイス・セルケイラも、これと同じ趣旨のことを、一六〇二年十月二十一日付長崎発、イエズス会フィリピン準管区長ティオゴ・ガルシア宛書翰の中で記述している。

「考えに入れておかなければならぬ第二のことは、内府や日本の異教徒の領主は（更には、それを打消すのが困難なところから、何人かのキリスト教徒の領主も）、一般に、前任者の太閤が抱いていたのと同じ考え、疑惑を持つてゐるということである。即ちルソンやメキシコのスペイン人は征服者で、常に武器を携えている。当地における彼等の主な望みは、マニラやメキシコで行つたのと同様に、国土を奪うことである。そして福音の宣布は征服の下工作をするための狡智であり、策略である（先年土佐国に漂着したガレオン船、サン・フェリペ号の水先案内人が軽率にも太閤の奉行の一人に語つたことがこの原因で、日本の領主達はそのことをよく覚えている）。スペイン人が新世界においてこれほど多くの国を征服した方法は、前以つて修道士を派遣して福音を宣布し原住民をキリスト教徒にする。然る後にスペイン人と原住民の領主が結托して蜂起し、それらの国の領有をこれらスペイン人の掌中に帰するのだ、と。日本人の領主達は非常に勇敢で自己の武力を信じ大胆なので、私は隣人

が彼等の國を征服することなど出来ず、むしろ逆に彼等の方が外國を征服することが可能ではないかと思うが、しかしそれでも彼等は、スペイン人やルソンの修道士に対してもこのような疑惑を持っている。為政者は影にまで怯える。そして感情と貪欲から太閤がなした如き行為に出るに相違ない。彼は四、五年前にマニラに書送り、フランスシスコ会の修道士を磔刑に処するよう命じたのは、彼等が日本に間者としてやつて来たからである。彼等が宣布した福音と教義はわが國を征服するための策略である、と述べ、もうこれらの修道士を送つて来てはならない旨をつけ加えた。太閱はこの点について誤解してはいたが、しかしこの件について日本の領主達が抱いている考えはよくわかる。また彼等は中国のことは賛美しているので、マカオのポルトガル人とは友好的な貿易を行つており、そして彼等は平和的な民で征服など考えていない、ということをよく知つてゐる。しかし、同時に、東インドとマカオを経て日本に来るイエズス会の修道士も皆同一の国王の下にあり同じ法を信じてゐるということを知つてゐるので、今度ルソンの修道士が渡來したのを機会にこのような疑惑から日本キリスト教界全体に弊害が及ぶことになるであらう。」（Real Academia de la Historia, "Cortes" 565, f. 69v. — 東京大学史料編纂所蔵の写真複製版によれば。）